

株 主 各 位

大阪市中央区安土町1丁目7番20号
大阪有機化学工業株式会社
取締役社長 鎮 目 泰 昌

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年2月19日（木曜日）午後6時までにご到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年2月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル 3階 北浜フォーラム
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第62期（平成19年12月1日から平成20年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第62期（平成19年12月1日から平成20年11月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件

以 上

-
- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - (2) 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ooc.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成19年12月1日から
平成20年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

全般的概況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、原油や各種原材料価格の高騰による企業収益の悪化、米国のサブプライムローン問題を背景とした世界的な金融危機、株式・為替市場の大幅な変動等により、急速な景気の減速感と先行きの不透明感が強まっております。

また、化学工業界におきましても、原油・ナフサ価格の高騰に端を発する原燃料価格の上昇から、後半は一転して原油価格が下落する等の急激な環境変化や、個人消費の冷え込み等による販売の低迷により、企業を取り巻く事業環境は非常に厳しい状況下で推移しました。

このような情勢の下で、当社および子会社は、エステル化製品部門におきましては、生産の効率化によるコスト削減や価格転嫁による利益確保に努めてまいりました。特殊化学品部門におきましては、液晶や半導体材料を中心とする電子材料分野向け製品の販売強化と新規製品の研究開発に注力いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は245億3千9百万円（前連結会計年度比0.5%増）、営業利益は11億3千3百万円（前連結会計年度比46.2%減）、経常利益は11億9千万円（前連結会計年度比45.6%減）、当期純利益は3億3千1百万円（前連結会計年度比75.0%減）となりました。

事業別概況

<エステル化製品部門>

エステル化製品部門におきましては、自動車特殊塗料向け・情報関連分野向け・電子材料向け等のアクリル酸エステルは、前年同期比99.8%の微減にとどまりましたが、建築材料等の一般塗料向けや粘接着剤向け等のメタクリル酸エステルは、前年同期比88.2%と減少しました。この結果、部門全体の売上高は120億4千1百万円（前連結会計年度比4.5%減）となりました。

<有機合成品部門>

有機合成品部門におきましては、粘接着剤向けのアクリル酸モノマーが前年同期比112.0%となりました。この結果、部門全体の売上高は11億5千8百万円（前連結会計年度比22.8%増）となりました。

<特殊化学品部門>

特殊化学品部門におきましては、医薬中間体グループでは前年同期比84.7%、化粧品ポリマーグループでは前年同期比90.8%とそれぞれ減少したものの、電子材料グループは引き続き液晶を中心とする表示材料や半導体関連材料が前年同期比109.0%、また、その他ファイナグループも前年同期比109.9%と堅調に推移しました。この結果、部門全体の売上高は111億6千9百万円（前連結会計年度比5.6%増）となりました。

<その他部門>

その他部門では、試薬等で売上高は1億7千万円（前連結会計年度比42.2%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は、再整備計画に基づき5億3百万円となりました。その主なものといたしましては、金沢工場のエステル化製品の合理化に伴う製造設備、特殊化学品製造設備等であります。また、子会社におきましては、エステル化製品製造設備等であります。

(3) 資金調達の状況

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約を締結しております。

なお、当連結会計年度末における当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約に係る借入実行残高はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況の推移

区分 \ 期別	第 59 期 (16.12.1～17.11.30)	第 60 期 (17.12.1～18.11.30)	第 61 期 (18.12.1～19.11.30)	第62期(当連結会計年度) (19.12.1～20.11.30)
売上高	23,633,535千円	24,807,516千円	24,426,040千円	24,539,623千円
経常利益	1,952,558千円	1,957,879千円	2,187,201千円	1,190,594千円
当期純利益	1,186,494千円	669,517千円	1,325,849千円	331,519千円
1株当たり当期純利益	60円95銭	32円08銭	62円55銭	15円77銭
総資産	23,705,748千円	27,301,639千円	27,095,551千円	26,573,610千円
純資産	16,541,905千円	18,917,797千円	19,870,327千円	18,995,627千円
1株当たり純資産	858円72銭	883円22銭	927円97銭	920円25銭

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、平成16年10月18日開催の取締役会に基づき、平成17年1月20日付で普通株式1株に対し普通株式2株の割合で株式分割により新株を発行しております。
3. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数(自己株式数扣除後)により、また、1株当たり純資産は、期末発行済株式数から期末保有自己株式数を控除した値によりそれぞれ算出し、小数第2位未満は四捨五入により表示しております。
4. 第60期、平成18年1月23日開催の当社取締役会において、新株式発行および株式売出しならびに自己株式の処分を決議しました。その結果、平成18年2月8日をもって発行済株式の総数は、19,987,038株から21,787,038株となっております。
5. 第60期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
6. 第62期より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を早期適用しております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

親会社との関係

該当事項はありません。

重要な子会社および関連会社の状況

1. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
神港有機化学工業株式会社	55,000千円	73.6%	酢酸エステル の製造販売

2. 重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

その他

該当事項はありません。

(10) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界的な金融経済の混乱の影響を受けて、一層の景気後退が懸念され、先行き不透明な状況が予想されます。

このような情勢の下、当社および子会社といたしましては、製品の徹底した品質管理と安全性の確保を第一に、販売の強化と生産コストおよび経費の削減を行い、高度な研究開発力を更に強化し新規製品開発に取り組んでいくとともに、今後も大阪工場の再整備計画を進め、全社での製品生産体制の合理化と業績の向上を目指し、一層の財務内容の健全化を進める所存であります。

(11) 主要な事業内容

事業内容
各種化学工業薬品の製造・販売

(12) 主要な営業所および工場

名 称		所 在 地
当 社	本 社	大 阪 市 中 央 区
	東 京 オ フ ィ ス	東 京 都 中 央 区
	大 阪 工 場	大 阪 府 柏 原 市
	金 沢 工 場	石 川 県 白 山 市
	酒 田 工 場	山 形 県 飽 海 郡 遊 佐 町
	八 千 代 事 業 所	千 葉 県 八 千 代 市
子 会 社	神 港 有 機 化 学 工 業 株 式 有 限 公 司	神 戸 市 東 灘 区

(13) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
男 性	394名（+11名）	37.3歳	13.7年
女 性	41名（-3名）	33.8歳	8.1年
合計または平均	435名（+8名）	37.0歳	13.2年

（注）平均年齢および平均勤続年数は、小数第1位未満を切り捨てて表示しております。

当社の従業員の状況

区 分	従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
男 性	363名（+9名）	37.2歳	13.7年
女 性	39名（-3名）	33.8歳	8.1年
合計または平均	402名（+6名）	36.9歳	13.1年

（注）平均年齢および平均勤続年数は、小数第1位未満を切り捨てて表示しております。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	214,712千円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	194,500千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 76,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,787,038株
(自己株式数1,354,170株を含む。)
- (3) 株主数 3,430名
- (4) 発行済株式の総数(自己株式を除く)の10分の1以上の数の株式を保有する大株主
該当事項はありません。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	他の法人等の代表状況等
鎮 目 泰 昌	取締役社長	
白 築 良	専務取締役 兼社長室長兼PM推進担当	
上 林 泰 二	常務取締役 管理本部・機能材料本部・ 化成品本部管掌	
松 尾 修	常務取締役 生産本部長	
松 永 光 正	取締役化成品本部長 兼化成品部長	
永 松 茂 治	取締役管理本部長 兼総務部長	
佐 伯 毅 明	取締役機能材料本部長	
安 原 徹	社外取締役	公認会計士・税理士
伊 田 忠 夫	監査役（常勤）	
野 中 英 世	社外監査役	弁護士
吉 村 勲	社外監査役	公認会計士・税理士

- (注) 1. 印は代表取締役であります。
2. 監査役 吉村勲氏は、公認会計士・税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当期中に次のとおり取締役の異動がありました。
常務取締役 木下宏二氏は、平成20年2月22日付で辞任により退任いたしました。
4. 平成20年2月22日開催の第61期定時株主総会において、佐伯毅明氏および安原徹氏は、新たに取締役に選任され就任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

支給対象取締役 6名 98,525千円（うち社外 1名 4,500千円）
支給対象監査役 3名 27,765千円（うち社外 2名 12,000千円）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年2月23日開催の第60期定時株主総会決議において年額3億6千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年2月24日開催の第59期定時株主総会決議において年額4千万円以内と決議いただいております。
4. 取締役の支給額には、平成20年2月22日付けで退任した木下宏二氏の報酬が含まれております。
5. 上記のほか、次の支払があります。
- イ. 平成20年2月22日開催の第61期定時株主総会の決議による役員退職慰労金
取締役 1名 60,480千円
 - ロ. 平成21年2月20日開催の第62期定時株主総会において決議予定の役員賞与
取締役 4名 26,600千円

(3) 社外役員に関する事項

社外取締役 安原 徹

イ. 他の会社の兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）および当社と当該他の会社との関係

該当事項はありません。

ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況は、就任以降開催された16回中15回出席しております。

・取締役会に出席し、業績その他経営状況の把握に努め、公認会計士として主に会計的な見地から経営上貴重なご指摘、ご意見をいただいております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と当該社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

社外監査役 野中 英世

イ. 他の会社の兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）および当社と当該他の会社との関係

該当事項はありません。

ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

八．当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況は、22回中22回出席しております。
- ・監査役会への出席状況は、17回中17回出席しております。
- ・取締役会および監査役会に出席し、業績その他経営状況の把握に努め、弁護士として主に法務的な見地から経営上貴重なご指摘、ご意見をいただいております。

二．責任限定契約の内容の概要

当社と当該社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

社外監査役 吉村 勲

イ．他の会社の兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）および当社と当該他の会社との関係

該当事項はありません。

ロ．他の会社の社外役員の兼任状況

- ・株式会社山善 社外監査役
- ・内藤証券株式会社 社外監査役

八．当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況は、22回中22回出席しております。
- ・監査役会への出席状況は、17回中17回出席しております。
- ・取締役会および監査役会に出席し、業績その他経営状況の把握に努め、公認会計士として主に会計的な見地から経営上貴重なご指摘、ご意見をいただいております。

二．責任限定契約の内容の概要

当社と当該社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社および子会社が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額

25,637千円

の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

21,000千円

の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

21,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(6) 当事業年度中に辞任した会計監査人の状況

該当事項はありません。

(7) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

平成18年5月15日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について決議しました。決議の内容の概要は以下のとおりであります。

取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の社是、基本理念に基づき、法令遵守を明文化した「経営方針」、「経営理念」を定める。社長直属の委員会として内部統制委員会（コンプライアンス部会、リスク管理部会）を設置し、役員、社員（使用人）が遵守すべき「行動憲章」の策定などコンプライアンス体制の整備および維持を図ることとする。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る記録（取締役会議事録等）については、当社の「文書管理規程」および「規程管理規程」に従い適切に保存および管理を行う。

また、取締役の職務執行に係る情報については、「情報管理規程」を定め、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定める。個々のリスクについては新たに設置する上記、内部統制委員会のリスク管理部会でリスク管理体制の構築を行い、運用する。また、万一、不測の事態が発生した場合は、社長を対策本部長とする対策本部を設置し、損害・影響額を最小限にとどめる体制を整えるものとする。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、「取締役会規程」に基づき、毎月1回取締役会を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う。

当社の経営戦略に関わる重要事項については事前に社長、取締役、監査役、常務理事・理事によって構成される経営会議において討議を行い、その審議を経て取締役会で執行決定を行うものとする。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・業務分掌規程」ならびに「職務分掌細目表」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続について定めることとする。

使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
前述のとおり、社長直属の委員会として内部統制委員会（コンプライアンス
部会、リスク管理部会）を設置し、役員、社員（使用人）が遵守すべき「行動
憲章」の策定などコンプライアンス体制の整備および維持を図ることとする。

総務部は、各部署にて、「経営方針」、「経営理念」、「会社規程等」の周知徹底
を図るとともに、コンプライアンス研修の実施を行うものとする。

内部監査室は、各部署に対して、「内部監査規程」に基づき、法令および社内
規程の遵守状況ならびに業務の効率性等の監査を実施し、その結果を社長およ
び内部統制委員会に報告する。

また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告
体制として、「内部通報規程」を制定し、その運用を行うこととする。

当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業
務の適正を確保するための体制

内部統制委員会策定する「行動憲章」を子会社にも適用し、子会社ではこ
れを基礎として諸規程を定めるものとする。また、経営管理については、「関係
会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を
行うものとし、内部監査室による監査などの他、必要に応じてモニタリングを
行うものとする。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該
使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性の確保に関する
事項

監査役から求めがあった場合、監査役の職務を補助するための担当者を配置
するものとし、担当者の評価および異動等は、監査役の同意を要するものとす
る。

取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報
告に関する体制

取締役会ならびに経営会議において、取締役および社員（使用人）は監査役
に対して、法定の事項に加え、次の事項は、発見次第直ちに報告する。

- 1．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- 2．会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財
産上の問題

上記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および社員（使用
人）に対して報告を求めることができるものとする。監査役は、取締役および
社員（使用人）より報告を受けた場合、その他の監査役に速やかに報告を行う。
また、前述した社内通報に関する「内部通報規程」を適切に運用することによ
り、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報
告体制を確保するものとする。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役が、会議の議事録、各種報告書等の会社の重要情報について閲覧できる体制を整える。
2. 監査役専用の部屋を置き、独立した監査役業務が行える体制を整える。
3. 各部門長および担当者には、監査の重要性を認識させ、監査の実効性を高める体制を整える。
4. 社長は、随時、監査役との会合をもち、会社の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図ることとする。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年1月11日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条本文に規定される者をいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第127条第2号口）として、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）に関する決定を行いました。なお、基本方針につきましては、中期事業計画等の変更に伴い、平成20年12月12日開催の取締役会において、一部変更を行っています。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。従いまして、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならぬと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に取締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に資さない大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

ア 当社の企業価値の源泉

当社は、昭和21年12月の設立以来「従業員の愛情と和と勤勉を大切に、常に新しい技術の研鑽に努めることにより社会と産業界の進歩、発展に貢献する」ことを基本理念として、アクリル酸の国内における製造・販売の企業化に初めて成功し、その製造技術を基に特殊アクリル酸エステル^①の製造・販売を行っています。当社は、その独自の技術力を活かし、有機工業薬品として幅広い分野へ中間体原料を提供しております。

当社の企業価値の源泉は、高度の研究開発力を活かした高付加価値製品拡大を可能とするフレキシブルな工場稼働体制・供給体制及び営業・研究開発の連動による少量・多品種の生産体制を活かした、多様なお客様の幅広いご要望に対するスピーディーな対応力にあると考えています。さらに、顧客、取引先、当社従業員及び地域社会等の様々なステークホルダーとの間で、長年にわたり良好な関係の維持・発展に努め、企業価値の源泉となる信頼関係を築き上げてまいりました。これらの企業価値の源泉を基に、上記 記載の基本方針に示したとおり、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上を目指しております。

イ 企業価値・株主の皆様の共同の利益向上のための取組み

当社は、アクリル酸エステル製品の製造・販売を軸に事業展開をしてまいりました。具体的には、塗料・粘接着剤・印刷インキ・合成樹脂等の原料としてのアクリル酸エステル製品を持続的成長のための安定収益基盤とする一方、このアクリル酸エステル製品を発展的に応用展開した特殊化学品の液晶関連や半導体材料を中心とする電子材料分野を利益成長事業として強化しております。

当社は、これらの事業を基に、企業価値の向上ひいては株主の皆様の共同の利益の向上を実現するために「平成21年 中期事業計画」を策定いたしました。かかる中期事業計画においては、経営戦略として「選択と集中による持続的な成長力の構築」、「企業の社会的責任の実現と企業価値の向上」を二本柱に掲げ、当社は、この経営戦略に沿い以下のような研究開発・市場開発及び生産体制の強化を行うことにより計画達成を目指すものであります。

(ア) コア事業であるアクリル酸エステル製品事業の強化

現状製品の市場確保を行うとともに、用途開発と需要の拡大を目指し、生産設備の合理化と集約化によりコスト競争力を強化してまいります。

(イ) 電子材料分野の強化

現状製品の市場確保・拡大を行うとともに、フォトリソグラフィ技術を活かした高精細加工技術への発展的貢献と次世代表示材料への応用展開を図ってまいります。

(ウ)不採算製品の縮小・撤退

今後市場での競争力の確保が難しい製品は、市場状況を判断しながら不採算製品の縮小・撤退を行ってまいります。

以上のような「平成21年 中期事業計画」に基づいた、中期の連結業績目標としては、平成23年11月期の売上高258億円、経常利益15億円、ROA（総資産経常利益率）5.4%以上の達成を目指しております。

また、株主還元につきましては、長期的な観点に立ち財務体質と経営基盤の強化を図るとともに株主の皆様への利益還元を充実させることを経営の重要政策と位置付け、会社の業績や今後の事業計画に備えた内部留保等を勘案し、平成20年においては中間期1株当たり8円の配当をさせて頂き、期末については1株当たり8円を予想しておりましたが、中間期以降の業績に鑑み期末の配当を1株当たり4円とさせて頂きます。また、平成21年の業績予想に鑑み平成21年につきましては1株当たり年間8円（中間期4円、期末4円）を予定しております。さらに、「企業の社会的責任の実現と企業価値の向上」を目指し、当社は、コーポレートガバナンスの充実が重要課題であると認識しており、社外取締役を選任しております。また、内部統制システムの構築・推進、内部統制委員会でのコンプライアンス及びリスク管理の強化や安全・環境・品質を重視し、ISO-9001、ISO-14001、OHSASの認証取得を推進するとともに、株主、顧客、取引先、当社従業員及び地域社会等のステークホルダーにとって魅力ある企業を目指すことで、長期的な観点に立ち財務体質と経営基盤の強化を図り、事業強化と適切な利益配分により企業価値の向上を目指してまいります。

これらの取組みは、上記 記載の基本方針の実現に資するものと考えております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記 記載の基本方針に照らして不適切な者によって大量買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するためには、当社株券等に対する大量買付けが一定の合理的なルールに従って行われることが必要であり、このことが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資すると考えております。

そこで、平成20年1月11日開催の当社取締役会において、上記 記載の基本方針に照らして不適切な者によって大量買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大量買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルールを設定するとともに、対抗措置の発動手続等を定めた本プランの内容を決議し、平成20年2月22日開催の第61期定時株主総会においてその導入につき、株主の皆様へ承認して頂きました。本プランの有効期限は、平成23年2月に開催予定の当社第64期定時株主総会の終了の時までとなっています。

本プランの内容は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ooc.co.jp/>) をご参照下さい。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成20年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<u>流動資産</u>	12,208,522	<u>流動負債</u>	6,130,728
現金及び預金	1,984,408	支払手形及び買掛金	3,500,872
受取手形及び売掛金	5,760,271	短期借入金	352,554
たな卸資産	4,279,951	一年以内償還 予定の社債	160,000
繰延税金資産	154,284	未払金	1,586,461
その他	51,047	未払法人税等	129,118
貸倒引当金	21,441	賞与引当金	25,500
		役員賞与引当金	34,600
		その他	341,622
<u>固定資産</u>	14,365,087	<u>固定負債</u>	1,447,255
<u>有形固定資産</u>	11,497,585	社 債	780,000
建物及び構築物	4,595,239	長期借入金	56,658
機械装置及び運搬具	3,224,938	退職給付引当金	133,095
土地	2,096,113	役員退職慰労引当金	477,501
建設仮勘定	1,343,581		
その他	237,712	<u>負債合計</u>	7,577,983
<u>無形固定資産</u>	3,064	(純資産の部)	
		<u>株主資本</u>	18,754,885
<u>投資その他の資産</u>	2,864,438	<u>資 本 金</u>	3,318,344
投資有価証券	2,447,228	<u>資 本 剰 余 金</u>	3,295,397
積立保険料	216,271	<u>利 益 剰 余 金</u>	12,688,781
繰延税金資産	112,454	<u>自 己 株 式</u>	547,638
その他	88,483	評価・換算差額等	48,393
		その他有価証券評価差額金	48,393
		<u>少数株主持分</u>	192,348
<u>資産合計</u>	26,573,610	<u>純資産合計</u>	18,995,627
		<u>負債・純資産合計</u>	26,573,610

連 結 損 益 計 算 書

(平成19年12月1日から
平成20年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		24,539,623
売 上 原 価		20,325,522
売 上 総 利 益		4,214,101
販売費及び一般管理費		3,080,384
営 業 利 益		1,133,716
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	45,389	
そ の 他	36,496	81,886
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20,586	
そ の 他	4,421	25,007
経 常 利 益		1,190,594
特 別 利 益		
前 期 損 益 修 正 益	16,269	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	1,892	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	337	18,500
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	246,685	
固 定 資 産 除 却 損	29,072	
減 損 損 失	12,042	
そ の 他	52,562	340,363
税金等調整前当期純利益		868,731
法人税、住民税及び事業税	472,922	
法 人 税 等 調 整 額	65,641	538,564
少 数 株 主 損 失		1,351
当 期 純 利 益		331,519

連結株主資本等変動計算書

(平成19年12月1日から
平成20年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年11月30日残高	3,318,344	3,295,397	12,696,391	144,169	19,165,963
連結会計年度中の 変動額					
剰余金の配当			339,128		339,128
当期純利益			331,519		331,519
自己株式の処分				102	102
自己株式の取得				403,571	403,571
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額（純額）					
連結会計年度中の 変動額合計			7,609	403,468	411,078
平成20年11月30日残高	3,318,344	3,295,397	12,688,781	547,638	18,754,885

	評価・換算差額等	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成19年11月30日残高	502,816	201,546	19,870,327
連結会計年度中の 変動額			
剰余金の配当			339,128
当期純利益			331,519
自己株式の処分			102
自己株式の取得			403,571
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額（純額）	454,423	9,198	463,621
連結会計年度中の 変動額合計	454,423	9,198	874,700
平成20年11月30日残高	48,393	192,348	18,995,627

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 1社 神港有機化学工業株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社2社(サンユケミカル株式会社及びサンエステルコーポレーション)は、連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は10月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(ロ) たな卸資産

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(会計方針の変更)

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結計算書類から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。

この結果、従来の方策によった場合に比べて、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ172,760千円減少しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産

定率法。但し、平成10年4月1日以降取得の建物（附属設備は除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～7年

(追加情報)

当連結会計年度から、平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額まで償却が終了した連結会計年度の翌連結会計年度から5%の残存価額から備忘価額を引いたものを5年間で均等償却する方法によっております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ114,234千円減少しております。

(ロ)無形固定資産

ソフトウェア（自社利用）

定額法。なお、償却年数については、社内における利用可能期間（5年）によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)賞与引当金

連結子会社の従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(ハ)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支出見込額に基づき計上しております。

(ニ)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(ホ)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

24,297,270千円

2. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、当連結会計年度末残高から除かれております。

受取手形

166,850千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数

	前連結会計 年度末株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計 年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	21,787,038			21,787,038
合計	21,787,038			21,787,038

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年2月22日 定時株主総会	普通株式	169,564	8.00	平成19年 11月30日	平成20年 2月25日
平成20年6月30日 取締役会	普通株式	169,564	8.00	平成20年 5月31日	平成20年 8月25日

当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年2月20日 定時株主総会	普通株式	81,731	利益 剰余金	4.00	平成20年 11月30日	平成21年 2月23日

(1 株当たり情報に関する注記)

1 . 1 株当たり純資産額	920円25銭
2 . 1 株当たり当期純利益	15円77銭
算定上の基礎は次のとおりであります。	
当期純利益	331,519千円
普通株式に係る当期純利益	331,519千円
普通株式の期中平均株式数	21,019,532株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成20年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<u>流動資産</u>	10,974,588	<u>流動負債</u>	5,195,547
現金及び預金	1,887,400	買掛金	3,082,599
受取手形	500,551	短期借入金	22,500
売掛金	4,471,756	一年以内償還 予定の社債	100,000
製品	2,446,481	未払金	1,531,636
原材料	581,310	未払費用	122,638
仕掛品	907,321	未払法人税等	128,389
貯蔵品	21,300	預り金	117,126
繰延税金資産	142,687	役員賞与引当金	26,600
その他の 貸倒引当金	32,752 16,973	その他	64,056
<u>固定資産</u>	13,612,509	<u>固定負債</u>	920,135
<u>有形固定資産</u>	10,324,740	社債	450,000
建築物	3,422,085	退職給付引当金	122,513
構築物	774,532	役員退職慰労引当金	347,621
機械装置	2,563,868		
車両運搬具	15,417	<u>負債合計</u>	6,115,682
工具器具備品	227,224		
土地	1,978,030	(純資産の部)	
建設仮勘定	1,343,581	<u>株主資本</u>	18,428,563
<u>無形固定資産</u>	3,064	資本金	3,318,344
ソフトウェア	3,064	資本剰余金	3,295,397
<u>投資その他の資産</u>	3,284,704	資本準備金	3,195,517
投資有価証券	2,391,970	その他資本剰余金	99,879
関係会社株式	233,782	<u>利益剰余金</u>	12,362,459
長期貸付金	300,000	利益準備金	505,995
長期前払費用	13,179	その他利益剰余金	
繰延税金資産	96,746	別途積立金	7,610,000
積立保険料	183,249	繰越利益剰余金	4,246,464
その他の 貸倒引当金	66,076 300	<u>自己株式</u>	547,638
		評価・換算差額等	42,851
		その他有価証券評価差額金	42,851
<u>資産合計</u>	24,587,097	<u>純資産合計</u>	18,471,415
		<u>負債・純資産合計</u>	24,587,097

損 益 計 算 書

(平成19年12月1日から
平成20年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		20,672,670
売 上 原 価		16,726,265
売 上 総 利 益		3,946,404
販売費及び一般管理費		2,851,688
営 業 利 益		1,094,716
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	50,845	
有 価 証 券 利 息	1,265	
そ の 他	33,076	85,187
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,354	
社 債 利 息	6,514	
そ の 他	3,004	11,873
経 常 利 益		1,168,030
特 別 利 益		
前 期 損 益 修 正 益	16,269	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	1,740	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	337	18,348
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	246,685	
固 定 資 産 除 却 損	25,114	
減 損 損 失	12,042	
そ の 他	42,132	325,975
税 引 前 当 期 純 利 益		860,402
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	461,640	
法 人 税 等 調 整 額	63,030	524,671
当 期 純 利 益		335,731

株主資本等変動計算書

(平成19年12月1日から
平成20年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
平成19年11月30日残高	3,318,344	3,195,517	99,879	3,295,397	505,995	7,610,000	4,249,860	12,365,856
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							339,128	339,128
当期純利益							335,731	335,731
自己株式の処分								
自己株式の取得								
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）								
事業年度中の変動額 合計							3,396	3,396
平成20年11月30日残高	3,318,344	3,195,517	99,879	3,295,397	505,995	7,610,000	4,246,464	12,362,459

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
平成19年11月30日残高	144,169	18,835,428	479,415	19,314,844
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		339,128		339,128
当期純利益		335,731		335,731
自己株式の処分	102	102		102
自己株式の取得	403,571	403,571		403,571
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）			436,563	436,563
事業年度中の変動額 合計	403,468	406,865	436,563	843,428
平成20年11月30日残高	547,638	18,428,563	42,851	18,471,415

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、仕掛品、貯蔵品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(会計方針の変更)

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)が平成20年3月31日以前に開始する事業年度に係る計算書類から適用できることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ166,712千円減少しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法。但し、平成10年4月1日以降取得の建物（附属設備は除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	6～50年
構 築 物	3～50年
機 械 装 置	7年
車 両 運 搬 具	2～6年
工 具 器 具 備 品	3～15年

(追加情報)

当事業年度から、平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額まで償却が終了した事業年度の翌事業年度から5%の残存価額から備忘価額を引いたものを5年間で均等償却する方法によっております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ103,996千円減少しております。

- (2) 無形固定資産
ソフトウェア（自社利用）
定額法。なお、償却年数については、社内における利用可能期間（５年）によっております。
- (3) 長期前払費用
定額法

4．引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支出に備えるため、支出見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5．リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6．その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1.有形固定資産の減価償却累計額	21,474,014千円
2.関係会社に対する金銭債権債務	
長期金銭債権	300,000千円
短期金銭債務	399,057千円
3.期末日満期手形	
期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。	
なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、当期末残高から除かれております。	
受取手形	166,850千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額	
営業取引による取引高の総額	1,147,215千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	4,581千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式	591,484	762,926	240	1,354,170
計	591,484	762,926	240	1,354,170

(注) 普通株式の自己株式の増加のうち、226株は、単元未満株式の買取による増加、762,700株は、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく取得による増加であり、減少240株は、単元未満株式の買増請求による減少です。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産 (流動)	
貸倒引当金	6,874千円
未払事業税	13,567千円
たな卸資産評価損	122,245千円
繰延税金資産 (流動) 小計	142,687千円
繰延税金資産 (固定)	
投資有価証券評価損	45,988千円
退職給付引当金	49,618千円
役員退職慰労引当金	140,786千円
ゴルフ会員権評価損	73,040千円
減損損失	110,525千円
その他	441千円
繰延税金資産 (固定) 小計	420,400千円
評価性引当額	294,967千円
繰延税金資産合計	268,121千円
繰延税金負債 (固定)	
その他有価証券評価差額金	28,687千円
繰延税金負債合計	28,687千円
繰延税金資産の純額	239,434千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具器具備品	506,820	249,519	257,301
合計	506,820	249,519	257,301

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	93,633千円
1年超	163,668千円
合計	257,301千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社等の 名称 (住所)	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の関係
子会社	神港有機 化学工業(株) (神戸市 東灘区)	55,000	工業薬品 の製造販 売	直接 73.6	なし	資金の援助
		取引内容		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
		材料の仕入取扱高		11,535	買掛金	4,548
		資金の貸付による 利息収入		3,581	長期 貸付金	300,000
関連会社	サンユー ケミカル(株) (大阪市 中央区)	30,000	工業薬品 の製造販 売	直接 45.0	なし	製品の仕入
		取引内容		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
		製品の仕入取扱高		1,135,680	買掛金	394,508

(注) 上記取引金額には消費税等は含まれず、期末残高には消費税等が含まれておりま
す。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して、利率を合理的に決定してお
ります。
- (2) 材料及び製品の仕入については、一般の取引先と同様の手続きを踏まえ、同等の条件
を適用しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 . 1 株当たり純資産額 904円01銭

2 . 1 株当たり当期純利益 15円97銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純利益 335,731千円

普通株式に係る当期純利益 335,731千円

普通株式の期中平均株式数 21,019,532株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 1 月15日

大阪有機化学工業株式会社

取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡茂彦 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秦 一二三 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大阪有機化学工業株式会社の平成19年12月1日から平成20年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪有機化学工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記に記載されており、会社は、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を早期適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成21年 1月15日

大阪有機化学工業株式会社

取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 片岡茂彦 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 秦 一二三 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大阪有機化学工業株式会社の平成19年12月1日から平成20年11月30日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を早期適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年12月1日から平成20年11月30日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他の審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「監査に関する品質管理基準」等にしたがって「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書、並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年 1月23日

大阪有機化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 伊 田 忠 夫 ㊟

社外監査役 野 中 英 世 ㊟

社外監査役 吉 村 勲 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

第62期の期末配当金につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき金 4 円 総額 81,731,472 円

(注) 中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1 株につき金12円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成21年 2 月23日

第2号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行により、上場会社は株券電子化に一斉移行いたしました。株券電子化移行に伴い、当社定款の株券等に関する記載内容を変更するものであります。

(2) 株主様の権利行使の手續が株式取扱規則に定められていることを明確にするため、現行定款第14条の記載内容を変更するものであります。

(3) その他、条文の削除に伴い条数の変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第9条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第10条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求(以下「買増し」という)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p>2. 買増しをすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求(以下「買増し」という)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p>2. 買増しをすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
<p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第11条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを行うことのできる権利</p>	<p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第10条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを行うことのできる権利</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増しその他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項の場合のほか、定款に別段の定めがある場合を除き、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項の場合のほか、定款に別段の定めがある場合を除き、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第14条 <u>当社が発行する株券の種類、ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する取扱いの手續および手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 <u>株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(以下、第15条から第52条まで省略)</p>	<p>(以下、第14条から第51条まで省略)</p>
<p>(以下、附則を新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条から本条までは、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 伊田忠夫氏が任期満了となります。
つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
伊田忠夫 (昭和29年1月2日生)	昭和53年3月 当社入社 平成16年2月 当社品質管理部長兼MS管理部長 平成17年2月 当社監査役 現在に至る	9,000株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 役員賞与支給の件

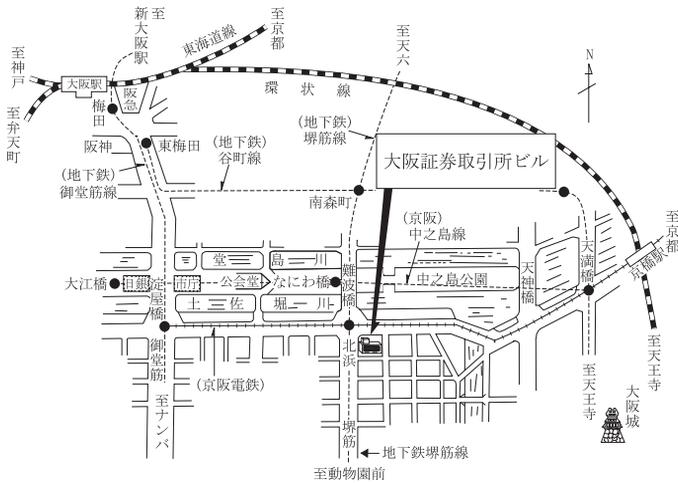
当事業年度の業績等を勘案して、当事業年度末日時点の支給対象取締役4名に対し、取締役賞与を総額26,600千円支給することをお願いいたく存じます。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル 3階 北浜フォーラム
電話 06(6202)2311(代表)



(お願い) 当所専用の駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

(交通機関)

- ・北浜駅(地下鉄堺筋線・京阪本線).....徒歩約1分
- ・淀屋橋駅(地下鉄御堂筋線・京阪本線)...徒歩約7分